

○福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則

平成二十五年三月二十一日

福井県規則第十九号

改正 平成二六年三月二〇日規則第五号

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則  
(趣旨)

第一条 この規則は、福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置の基準)

第二条 条例第五条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(イ) 次に掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「基準省令」という。）第四条第一項第一号イ(2)（一）（イ）の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ次に定める数

(i) 平均障害支援区分が四未満 利用者（基準省令第四条第一項第一号イ(2)

（一）（イ）(i)の厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)および(iii)において同じ。)の数を六で除して得た数

- (ii) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数
- (iii) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数
- (ロ) (イ) (i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数
- (二) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。
- (三) 理学療法士または作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。
- (四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。
- (3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
  - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
  - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上
- ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものとする。
- ハ イ(2)の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- ニ イ(2)の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 二 自立訓練（機能訓練）を行う場合
  - イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
    - (1) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数
      - (一) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。
      - (二) 看護職員の数は、一以上とすること。
      - (三) 理学療法士または作業療法士の数は、一以上とすること。
      - (四) 生活支援員の数は、一以上とすること。
    - (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

- (一) 利用者の数が六十以下 一以上
  - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上
- ロ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ハ イ(1)の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ニ イ(1)の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 三 自立訓練（生活訓練）を行う場合
- イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
  - (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
    - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
    - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上
- ロ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合におけるイ(1)の規定の適用については、同規定中「生活支援員」とあるのは「生活支援員および看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、それぞれ一以上とする。
- ハ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、イおよびロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ニ イ(1)またはロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

四 就労移行支援を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。

(二) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(三) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(1)の職業指導員または生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ニ イ(3)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

五 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合

イ 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。

(二) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(三) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(1)の職業指導員または生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

#### 六 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

(一) 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。

(二) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(三) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

ロ イ(1)の職業指導員または生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

#### 七 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援B型を受ける利用者または基準省令第四条第一項第六号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位もしくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護もしくは当該施設入所支援の提供に当たる者または専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（平二六規則五・一部改正）

（従業者の員数に関する特例）

第三条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第七十一号）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号および第七号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第四条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第二条第一項第一号ニ、第二号ハおよびニ、第三号ニ、第四号ロおよびハならびに第六号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第二条第一項第一号イ(3)およびホ、第二号イ(2)およびホ、第三号イ(2)およびホ、第四号イ(3)およびニ、第五号イ(2)およびハならびに第六号イ(2)およびハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第五条第二項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

(従たる事業所を設置する場合の従業者の配置の基準)

第五条 条例第六条第二項に規定する規則で定める基準は、主たる事業所および従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上が、常勤かつ専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者であることとする。

(設備の基準)

第六条 条例第七条第二項に規定する規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 訓練・作業室

- イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- ロ 訓練または作業に支障がない広さを有すること。
- ハ 訓練または作業に必要な機械器具等を備えること。

#### 二 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台またはこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下または広間に直接面して設けること。
- ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ト ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

#### 三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

#### 四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

#### 五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

#### 六 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

#### 七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

## 八 廊下

イ 幅を一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）の規定に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師に係る学校または養成施設として必要とされる設備を有することとする。

3 条例第七条第一項の相談室および多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用）

第七条 条例第二十一条第三項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる費用とする。

### 一 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

### 二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イおよびロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

### 三 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用および光熱水費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的



に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 基準省令第十九条第三項第三号ロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国もしくは地方公共団体の負担もしくは補助またはこれらに準じるものを受けて建築され、買収され、または改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号イ、第二号イおよび第三号イに掲げる費用については、基準省令第十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（モニタリング）

第八条 条例第二十五条第九項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者の業務）

第九条 条例第二十六条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十条 条例第四十一条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 当該利用者に係る当該金銭およびこれに準じるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第十一条 条例第四十二条の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費または訓練等給付費を受け、または受けようとしたとき。

(運営規程に定める事項)

第十二条 条例第四十四条に規定する規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定障害者支援施設の目的および運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数および職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日および営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定め  
た場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項  
(整備等をすべき記録)

第十三条 条例第五十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

一 条例第十九条第一項および第二項に規定するサービスの提供の記録

二 施設障害福祉サービス計画

三 条例第四十二条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第五十一条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第五十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第五十七条第二項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置につい  
ての記録

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十月一日において現に存する指定知的障害者更生施設(基準省令附則第十五条の指定知的障害者更生施設をいう。以下同じ)、指定特定知的障害者授産施設(同条の指定特定知的障害者授産施設をいう。以下同じ。)または指定知的障害者通所施設(同条の指定知的障害者通所施設をいう。以下同じ)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

3 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設(基準省令附則第十五条の指定身体障害者更生施設をいう。)、指定身体障害者療護施設(同条の指定身体障害者療護施設のうち、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。)附則第三条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者授産施設(基準省令附則第十五条の指定特定身体障害者授産施設をいう。以下同じ。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障

害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

- 4 平成十八年十月一日において現に存する精神障害者生活訓練施設(基準省令附則第十五条の精神障害者生活訓練施設をいう。以下同じ。)または精神障害者授産施設(同条の精神障害者授産施設をいう。以下同じ。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。
- 5 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設もしくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項もしくは第四条第一項の規定の適用を受けているものまたは指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設もしくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。
- 6 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、または改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 7 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設または精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第六条第一項第二号トのブザーまたはこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後

指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第六条第一項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、または改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

- 9 平成十八年十月一日において現に存する指定知的障害者更生施設または指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規定を適用する場合においては、同項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは「一・三五メートル」とする。
- 10 平成十八年十月一日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設または精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。
- 11 平成十八年十月一日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設または指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。
- 12 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第六条第一項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、または改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附 則（平成二六年規則第五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。